

協同農業普及事業の実施に関する方針

京 都 府

令和8年3月

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 普及事業の基本方針・活動内容 | 2 |
| 第2 普及指導員の配置、普及指導活動の方法及び効果的な実施に関する事項 | 7 |
| 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項 | 12 |
| 第4 その他協同農業普及事業の実施に関する事項 | 14 |

はじめに

現在、我が国の食料・農業・農村は、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、人口減少に伴う需要の減少や高齢者の引退等による農業従事者の急減等、これまで経験したことのない課題に直面していく。

このような状況に的確に対応するため、国は、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結び付きの構築等を通じ、担い手の確保・育成、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、令和7年4月に「協同農業普及事業の運営に関する指針」を制定した。

京都府においては、農林水産業の成長産業化を図るとともに、農山漁村の維持・発展を進めるため、「京都府農林水産ビジョン（以下「ビジョン」）」を策定している。農業に関わるものとして次の4つを重点戦略としており、農林水産行政を計画的かつ総合的に進めているところである。

- 1 スマート&コラボで農林水産業の夢と未来を創る
- 2 「京都らしさ」を生かしたバリューチェーンで国内外への展開を加速する
- 3 人づくりの裾野を広げ多様な人材が育む産業・地域を実現する
- 4 地域住民に寄り添い、強みを磨いて農山漁村（ふるさと）の絆を守る

協同農業普及事業においても、施策の推進役として普及指導員を置き、農業者や地域住民に接して農業経営及び農村環境・生活条件の改善に関する科学的技術及び知識の普及・支援を行い、農業・農村における緊急かつ重要な課題解決を図るものである。

以上の農業・農村の情勢を踏まえ、府民満足の最大化を目指した施策推進を展開することを基本的な視点とし、本府の「協同農業普及事業の実施に関する方針」を制定する。

第1 普及事業の基本方針・活動内容

京都府の普及指導活動は、「京都府農林水産ビジョン」及び地域振興計画を着実に実現するため、普及組織の機能や活動の特性を活かしながら、次の4つを基本方針とする。

- 1 農業・農村を支える人づくり
- 2 需要に応えるものづくり
- 3 活力ある持続可能な地域づくり
- 4 食と農の安心・安全づくり

1 農業・農村を支える人づくり

令和7年3月に策定した「京都府農林水産業人材確保育成戦略」においては、京都府の農林水産業の成長産業化に向けて①「農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材」を、農山漁村の人口減少・高齢化が進展し地域コミュニティの維持・存続が課題となっている中で②「様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材」を、育成すべき担い手像としており、普及指導員はそのような担い手を育成することが求められている。

(1) 新規就農者等への経営安定に向けた段階に応じた支援

新規就農者に対しては、就農前から担い手養成実践農場制度等を活用するなど適切に研修を実施し、基本技術等の習得を支援する。就農後も本人の能力や経営の発展段階に応じ、販売・経営能力の向上を図る切れ目のない研修の実施、各種制度資金の活用による規模拡大、新たな部門への経営展開についての相談・助言を行う。後継者がおらず経営移譲を希望する農業者とのマッチングが可能な場合は第三者経営継承についても検討・提案する。

また、雇用での就農を希望する者が農業法人に就業できるよう、農業法人に対し雇用の条件整備や情報発信について支援を行う。

(2) 経営革新を目指す経営体への支援

法人化等経営革新に取り組む農業者や農業法人、集落営農組織等の企業的发展を目指す担い手に対して、新技術の導入を含めた生産基盤強化、販路開拓、地域ビジネス等の取組を担い手ごとに支援することにより、担い手の育成・農地集積・ものづくりを戦略的に推進し、地域の農林水産業を牽引する意欲ある人材の確保・育成を行う。

(3) 多様な担い手の確保・育成

農福連携においては、きょうと農福連携センター等と協力し、農業者への農福連携の活用を提案するとともに、福祉法人の受入体制の整備を支援するなど農業者と福祉法人等が互いの求めることを理解し合った上で事業が進められるよう支援する。

また、女性農業者に対しては経営参画を促す家族経営協定を推進するとともに、農村社会における男女共同参画を推進するため、農業委員やJA理事等意志決定の場へ参画できる人材の育成を行う。

定年帰農や半農半X等多様な人材に対しては、農業基礎講座等研修会への参加を促し、担い手ごとに応じた支援を実施する。

2 需要に応えるものづくり

近年、記録的な高温と猛暑日数の増加が農作物の生産に多大な影響を与え、経営状況が悪化しており、高品質で安定的な生産をするための対策が急務となっている。

また、健康志向等の多様化する実需者の要望の変化への対応として新規品目等の導入やそれに伴う産地づくり、輸出等を見据えた販路拡大の支援が求められている。

京都府では令和5年3月に「京都フードテック基本構想」を策定しており、スマート農業技術について中山間地域が多く府育成品種等特色ある品目が多いため、地域の実情を踏まえた導入への支援が必要であるとしている。

(1) 気候変動による農作物への影響に対応する伴走支援

生産現場をこまめに巡回し、作物の生育状況や病害虫の発生状況等をいち早く把握するとともに、高温対策技術の検討や実証を行い、成果のある高温対策技術を導入するなど、スピード感を持って対応する。導入にあたっては必要に応じて研究機関等と連携する。

また、台風や大雪等の災害対策としては、被害防止技術の普及を継続するとともに、農業共済や収入保険等のセーフティネットへの加入を促進する。

(2) 新規品目や新技術導入による生産体制の強化

多様化する実需者の要望の変化に対応するため、地域の条件や環境に適合した収益性の高い品目への転換を図るとともに、高品質安定栽培技術、高齢化や担い手の減少に対応した省力化技術等の実証・普及に取り組む。また、京式部や酒米、特産豆類、京野菜、加工契約野菜等の生産力を強化するため、出荷調製設備の整備を伴う生産体制づくりを関係機関と連携して進めるとともに、定量、定期、計画出荷による農業者の所得確保に向けた技術・経営指導を行うなど、新たな産地づくりを進める。

(3) 多様な需要に対応した流通販売の展開と地産地消の取組支援

食料消費を取り巻くトレンドや消費者の志向（健康志向や食品の機能性、安心・安全）に対応した生産に対する助言や情報提供を行うとともに、食料システム関係者との連携を進め新商品や新サービス開発、販路拡大を支援する。

さらに、新たな販路として海外にも目を向け、京野菜や宇治茶等の「京都ブランド」の輸出に向けては、相手国や品目ごとに対応した総合的防除体系を確立するとともに、輸出を志向する農業者への支援を行う。

また、消費者ニーズを踏まえた品揃えと情報発信を兼ね備えた魅力ある直売所づくりや学校給食等への地元農産物の供給拡大の橋渡し等、地産地消の取組を支援する。

(4) スマート農業技術の実装による経営向上や地域特有の技術継承

スマート農業技術については、研究機関や農業機械メーカー等と連携し、京都府の地域性や特徴的な品目に対しても活用できるよう改良等行った上で、センシングデータの活用による病害虫発生等のリスク管理、ハウス内の環境や篤農技術等の高度な栽培管理技術の可視化をする等、産地におけるスマート農業技術の導入及び栽培技術の高位平準化を図る。なお、篤農技術は産地の財産として継承できるよう保存に努める。

導入に当たっては、経営革新を目指す農業者だけでなく、家族経営等の小規模な経営体でも効率化につながる技術の導入を図るとともに、補助事業の活用、複数の集落や経営体でのシェアリングによる負担軽減、サービス事業体としての収入確保についても検討、提案する。

3 活力ある持続可能な地域づくり

小規模な農村地域を中心として住民減少、担い手不足や鳥獣害被害による営農意欲の減退等のため、農地や農業用施設の維持・管理を行う集落活動が停滞しつつあり、耕作放棄地が増大するなどの問題が発生している。

令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、各地域において地域計画が作成された。しかし、地域によっては農地の受け手となる新たな担い手が確保できず、計画の完成度が高まらないという課題が顕在化している。今後、地域計画の内容を実現し、中山間地の活性化を図るために、普及指導員による支援が期待されている。

(1) 地域計画の実現のために地域が実施する活動に対する支援

普及指導員は、地域農業モデル実現推進チームの一員として、農山村集落における話し合いの場に参加するなど、地域として取り組もうとする目標地図の検討にかかる農地集積や作付け計画等活動の合意形成が円滑に進むよう相談・助言等の支援を行う。

また、話し合い等に向けて事前に助言・相談するなど、コーディネート役を担うことにより地域農業のリーダーの人材育成を支援する。

(2) 中山間地の活性化に向けた集落営農活動に対する支援

集落機能の維持に必要な集落営農法人や新規就農者に対しては、農業所得が確保できるよう高収益作物を取り入れた営農体系の提案や省力化技術の導入、集落間連携による地域営農活動等について相談・助言を実施するとともに、雇用拡大を図るための農作業体験開催等の提案や専門家派遣を活用した雇用条件整備の相談等、経営維持・向上の伴走支援を行う。

(3) 地域が取り組む野生鳥獣被害防止対策の支援

各地域の「野生鳥獣害対策チーム」の一員として、農業者や地域住民に対して防護柵の点検・メンテナンスの助言・研修会等を実施し、基本技術の習得と併せて地域ぐるみでの対策を実施する機運醸成を図るとともに、農業者へ狩猟免許取得の提案等による捕獲の担い手の増加や、集落の話し合い等において緩衝地帯を設置することを提案する等環境整備についても支援を実施する。

また、有害鳥獣対策におけるICT技術については、常に研究機関や企業から情報を収集するだけでなく、必要に応じて連携しながら現地に提案できるように努める。

4 食と農の安心・安全づくり

国において令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定され、京都府でも令和5年3月に「京都府みどりの食料システム基本計画」を策定し、推進を図ってきた。環境にやさしい農業技術を進める取組は着実に進んでいるが、「京都府みどりの食料システム基本計画」での数値目標の達成に向け、さらなる推進が必要である。

また、「第7次京都府食の安心・安全行動計画」において安心・安全な農産物を持続的・安定的に供給するために持続可能な農業に取り組む生産者の育成・支援が求められている。

食育においては、「第5次京都府食育推進計画」に基づき、広く府民に対し、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保につながる取組を推進していく必要がある。

(1) 環境にやさしい農業の推進

みどり認定の取得や特別栽培農産物、環境保全型農業直接支払制度等の活用の支援、天敵の利用や耕種的防除技術等を取り入れた総合防除（IPM）、緑肥や有機質肥料の活用等の環境負荷低減技術の実証・普及を行うなど、化学農薬や化学肥料の使用を低減する取組を推進する。

さらに、京都府有機農業アドバイザーとして登録した農業者と連携を図りながら、有機農業相談窓口による相談活動や、有機農業者の意見交換会、販路開拓支援等を実施し、府内における有機農業の普及を支援する。

(2) GAPの推進による食品の安全確保

GAP上級指導員を中心に、地域の核となる、又はGAPに取り組む意向のある担い手に対して、GAPの理解促進や実践の支援、第三者認証の取得に向けての指導を実施することにより、地域の農業者への波及を図り、農薬の適正使用等、食品の安全確保を図る。

(3) 食育の取組支援

府民が京の食文化を守り、次世代に継承していくため、地域の教育機関等と連携しての農業体験等の場づくりや食育に関心のある農業者に対して「きょうと食いく先生」への登録を呼びかける等、食育を通して農業の重要性を伝える人材・ボランティアの育成について継続的に支援する。

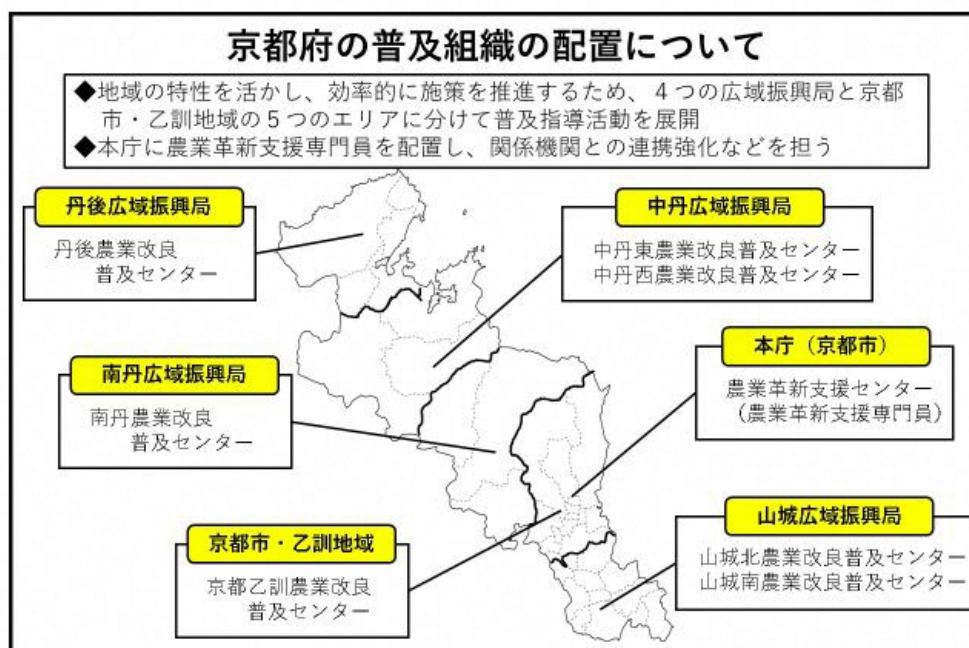
第2 普及指導員の配置、普及指導活動の方法及び効果的な実施に関する事項

1 普及指導員の配置及び普及組織・活動体制の整備

「京都府総合計画」の地域振興計画及び「京都府農林水産ビジョン」の目標を達成するため、各広域振興局農林商工部等において効率的な組織及び普及指導員を配置する。

また、農産課に農業革新支援センター機能を整備し、農業革新支援専門員を配置する。農業革新支援専門員は、高度な専門性を有し、行政・研究・教育機関等との連携強化による府の施策課題への対応や専門分野ごとの普及指導活動の指導、普及指導員の資質向上、先進的な農業者や法人への高度かつ専門的な支援を担う。

さらに、農業革新支援専門員はこれらの普及組織・活動体制の機能が十分に発揮され、効果的に施策を推進する観点から、現場での課題解決の参考となる事例について、情報提供を実施する。



2 普及指導活動の方法

(1) 農業者支援活動の充実強化

気候変動対策、スマート農業技術、気象災害対策等の情報提供や、農業者や関係機関とのデータの相互利用による情報共有や技術支援等について、迅速かつ効率的に実施する。

また、活動記録や普及センター内での有用な活動等の情報共有を進める。

(2) 「京の農業応援隊」による支援体制の充実

「経営革新を目指す経営体」や「新規就農者」の支援を重点的に行うため、各地域段階で農業・商工関係の京都府職員や団体職員等、幅広い関係者による「京の農業応援隊（隊長：地域農業改良普及センター所長）」を結成し、情報の共有化や連携を図りながら成長する農業を推進する。

(3) 食料システム関係者との連携・協働

ア JA営農指導組織

普及組織は研究機関で開発された新しい技術の普及、生産組織の育成等を主に担当し、JA営農指導組織は、一般的な技術及び知識の指導を主に担当する。そして京の農業応援隊として連携を図るとともに、それぞれの特性を活かした活動に努める。

イ 民間専門家・事業者

農業経営を総合的に支援する観点から、税務、労務、農産物の販売・PR方法、農産物加工等の専門的な部門については、京都府農業会議の専門家派遣等を積極的に活用する。

また、スマート機器を含めた農機、農薬・肥料等の資材メーカーの企業と連携し、高温対策等の新技術の導入について検討、普及する。

販路については、農業者の所得確保につながる新たな流通販売ルートの構築によるものづくりや販路づくりのため、流通業者や消費者団体、外食産業等の民間事業者と農業者の橋渡し役として積極的にコーディネートする。

(4) 公的機関が担うべき分野の取組強化

食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動について、課題解決のためのビジョンを持ち、各関係機関のコーディネート役を務める。

(5) 先進的農業者とのパートナーシップの構築

普及指導員は、京都府農業士等、先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほ場の設置等による地域モデルの育成に当たって、これら先進的な農業者等との協働に努める。また、将来の地域リーダー等の育成に努める。

(6) 研究機関、農業大学校、大学等との連携の充実強化

ア 農業革新支援専門員は、普及現場の情報を行政につなぎ、政策立案、企画、実行の連絡調整を行う。また、研究機関と普及センターによるタスクチームの編成等により、現場の課題に対して研究機関で開発された新品種・技術等の速やかな現場移転等により解決する。

イ 普及指導員は、生産現場における課題解決に必要となる新たな技術開発の提案を積極的に行うとともに、研究成果が生産現場で円滑に活用できるよう努める。

農林水産技術センターの機能強化に伴い、農業現場や企業、大学等と連携し、研究開発から現場普及までを一体的に進める。

また、農業大学校や京都府農林水産業人材確保・育成センターが把握している新規就農希望者等の情報を共有し、必要に応じて農業士等の地域リーダーや先進的な農業者の協力を得ながら、就農や就業に着実につながるよう、関係機関と一体的な取組を行う。

(7) その他

ア 普及指導員等 OB との連携

研修会の講師等、普及指導活動を補完する役割を果たすため、積極的に OB と連携するよう努める。

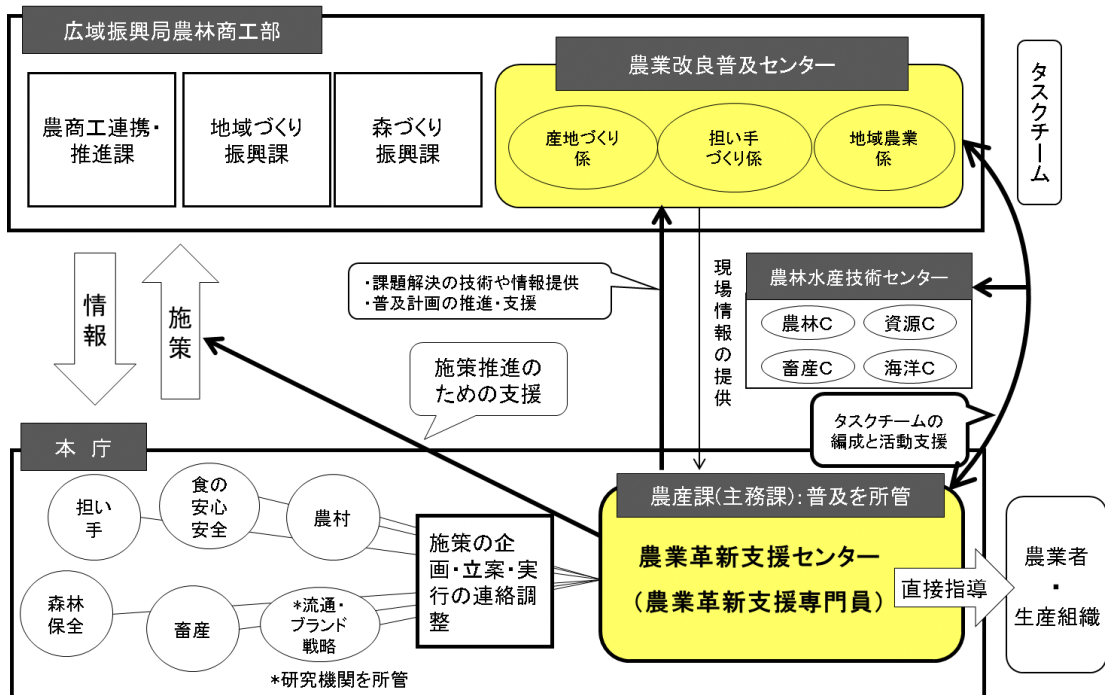
イ 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、全国ネットワーク会議に参加し、都道府県間の意見・情報交換を行い、普及活動指導の参考にする。

また、近畿ブロック調査研究会の活動等に積極的に参加して情報を共有するとともに、国や他の都道府県から情報提供等の依頼があった際には、可能な限り対応するよう努める。

京都府の普及関係組織の連携図

京都府の普及関係組織の連携図



3 普及指導活動の効果的な実施

(1) 普及指導計画の策定と評価

ア 重点化すべき課題と対象

普及指導活動の実施に当たっては、地域の実情に応じて農業生産振興と農村集落の活性化支援を進めることとする。課題を重点化（前掲：第1 普及事業の基本方針・活動内容）し、ソフト面から支援することで、迅速な課題解決を図る。

また、普及指導活動で重点とするべき対象者は、「新規就農者」、「経営改善意欲のある個別経営体、法人」「集落営農組織」「生産部会等の生産組織」「定年帰農や半農半X多様な担い手」等とし、現状把握を十分に行い、問題点を洗い出して普及課題と成果目標を設定する。

イ 計画的、効果的な普及指導活動

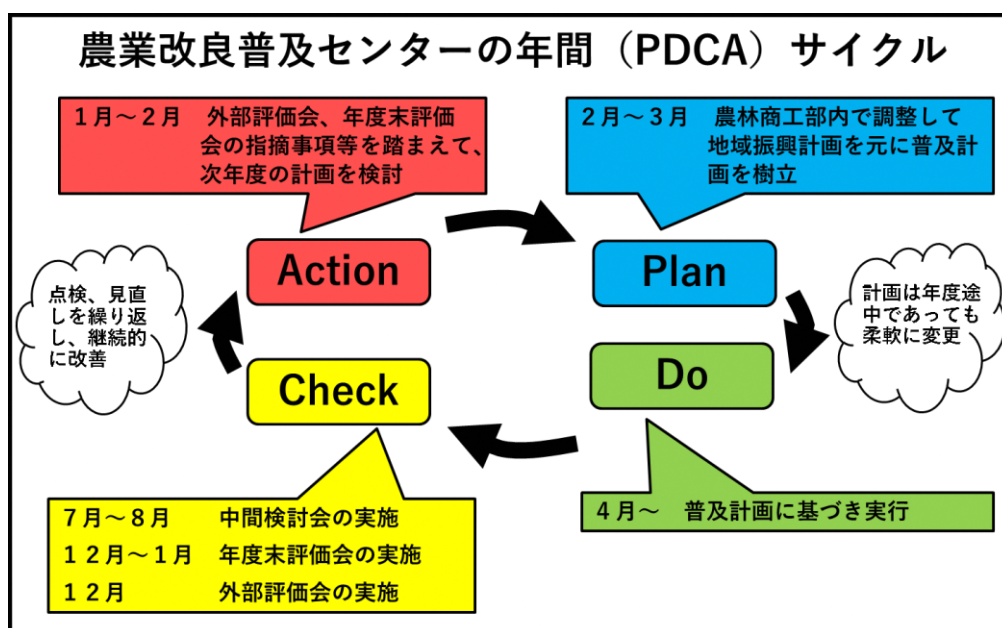
(ア) PDCAサイクルによる計画的な活動

「京都府総合計画」の「地域振興計画」と「京都府農林水産ビジョン」の実現に向け効果的かつ効率的な普及指導活動による課題解決を図るため、普及指導計画を毎年樹立する。

普及指導計画の内、重点計画は「京都府農林水産ビジョン」の推進のため、個別計画は、日頃の普及活動の中で所管地域の市町村、JA、農業者等から収集した課題を解決するため、それぞれ樹立することとする。また、それらの計画の課題解決において必要に応じ、調査研究活動を連携させる。

普及指導計画の成果報告については、農業者や関係機関等を対象とした成果報告会を実施する。

なお、普及指導計画の実施においては、内部評価、外部評価を実施し、PDCAサイクルに基づき、計画的に展開する。



(イ) 「京都府農林水産ビジョン」の各戦略の目標数値による活動評価

「京都府農林水産ビジョン」に記載してある各戦略の目標数値は、京都府の農林水産業の総合評価指標であり、目標達成に向けて普及指導計画に位置づけて取り組むよう努める。

(ウ) 行政施策の成果の情報発信

普及指導活動の成果や活動を通じて行政施策の推進により成果が得られた場合は、府民に普及の役割を知っていただくため、HPに掲載するとともに、適時マスコミへのPR、SNSの活用等、積極的に情報発信を実施する。

(エ) 補助事業、制度資金等の活用支援

普及指導活動の一環として、農業者等が補助事業、制度資金等を活用する場合は、経営面での負担を十分に考慮するとともに、計画活動に位置づけ、目標が達成できるよう伴走支援する。

(オ) 重点プロジェクト計画の実施

総合的な普及指導活動を展開するため、農業革新支援専門員等が地域農業の生産や流通面の革新を行う活動を重点プロジェクト計画として設定し、普及センター等と連携して実施する。

ウ 外部評価と内部評価

普及指導活動について総合的に検討するために、普及指導活動の評価を多元的に実施する。

(ア) 外部評価

農産課は普及指導活動の成果や活動体制等について、農業者や他の産業分野から客観的な改善意見を得るため、外部評価を実施する。

学識経験者、農業者、マスコミ等の有識者を構成員とする「京都府普及指導活動外部評議会」を設置し、主として、普及指導活動の評価方法、普及指導活動の成果や体制等の改善、普及センターが行う普及指導活動の推進等について意見を求め、次年度以降の計画に改善点を反映させる。

(イ) 内部評価

普及センターは、計画通りに実施され、各課題が到達目標に達成したか、また、活動方法が効果的・効率的であったかを反省、検討し、より適切な方法があれば、以降の活動内容に反映する。普及センターとしての実績とその要因分析を行い、農業革新支援専門員など他部署、あるいは普及センター間での相互評価、情報交換などで、普及活動の高位平準化を目指すため、内部評価を実施する。

4 研修教育の充実強化

(1) 農業大学校における研修教育の充実

農業大学校については、農業者研修教育施設として、教育カリキュラムの充実に努めるとともに、就農支援のため、普及センターと協力しながら農業の実践者と農業大学校生の積極的な交流や実地研修の充実を図る。

また、引き続き、農業者のスキルアップを図るとともに、社会人等でこれから新しく農業を始めたい人についての研修を実施することとし、普及センターとの連携を強化する。

さらに、就農者の増加等に資する研修教育であるか等について検討し、研修教育の内容等の改善を行うため、農業大学校としての内部評価を行うとともに、先進的な農業者等による外部評価の実施を検討する。

(2) 地域における研修教育の充実

普及センターは、京都府農林水産業人材確保・育成センター及び同ネットワークとの連携により、主に地域段階における新規就農から農業経営の発展段階に応じた研修やスキルアップに必要な研修への誘導、フォロー等を先進的な農業者の協力を得て実施し、伴走支援に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成の考え方

京都府内の農業者等の多様なニーズに対応していくためには、農業者等に対する実践的な指導能力、普及現場における課題解決能力の向上とそのための研修システムが重要である。

このため、京都府人材確保・育成指針（令和2年4月策定）の考え方に基づき、普及指導員の経験や役職等に応じた各段階及びその専門分野ごとに必要な資質向上を継続的に進め、普及事業に必要な人材の確保と適正な配置を進める。

近年、普及指導員の世代交代が急速に進んでいるため、特に若手普及指導員の早期資質向上に当たっては、ベテラン普及指導員が現場に同行して技術・手法を見聞させる等、より早く効果的に伝えることが必要である。

さらに、新たに普及指導員として配置された者に対しては、3年を目安に専門幹や再任用職員等の経験豊富な職員をトレーナーとして配置する等、濃密なサポートが受けられるよう成長段階に応じた研修システムづくりを行う。

2 向上を図るべき資質

(1) 重点を置く分野

普及指導員は、「京都府農林水産ビジョン」の実現に向け、農業経営、気候変動対策、スマート農業技術、ファシリテーション能力等近年重要性が増した分野を重点的に、施策推進に必要な高度な技術及び知識の習得に努める。

(2) 備えるべき資質

普及指導員が備えるべき資質は、次の2つである。

① スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む）の普及指導を行う機能。

② コーディネート機能

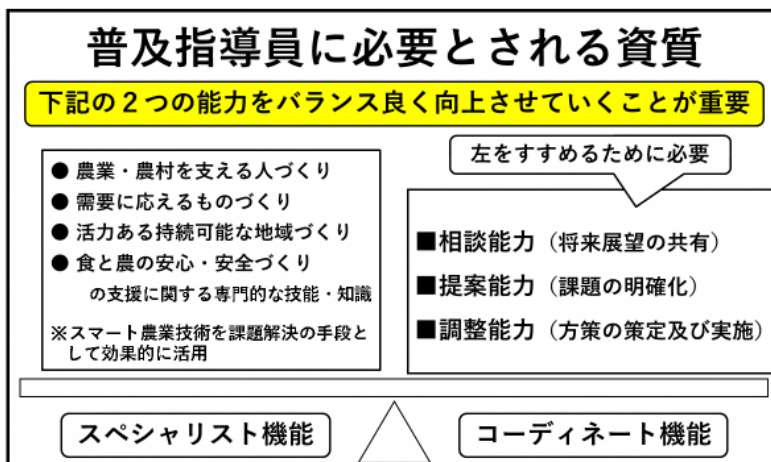
地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能。

(3) 向上を図るべき資質

計画遂行のための能力向上については、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行することにより、継続的に研鑽するものとする。

(4) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

スペシャリスト機能とコーディネート機能を兼ね備えた普及指導員としての責務を果たすため、普及指導員資格を有しない農業職の職員は、早期に資格を取得するように受験対策に取り組む。



3 資質向上の方法

(1) 研修体制

普及指導員は、京都府普及指導員等研修実施要領及び京都府普及指導員等研修計画に基づいて、府（農業革新支援専門員）や国（農林水産省他）が実施する研修や職場研修（OJT）等を組み合わせ、資質の向上に努める。

(2) 現場対応のための能力向上

農業革新支援専門員は、普及指導員が京都府の施策推進に必要な知識、情報や新任普及指導員の農業者への指導に必要な栽培技術や関係知識を身につけるための現場対応能力向上研修を実施する。

(3) 専門的分野の能力向上

普及指導員は、専門的な分野（作物や園芸等の技術的な分野に加え、農業経営、気候変動対策、スマート農業等）については、大学、試験研究機関、先進的な農業者、民間企業等の協力を得て、農業者に必要な技術を見極められるよう、資質向上に努める。

また、他機関との連携に当たっては、必要に応じて農業革新支援専門員がサポートする。

(4) 職場における能力向上

資質向上に当たっては、職場研修（OJT）を最大限活用し、共通項目により職場全員で行う所内研修、分野別目的別のグループ研修、自己の技術知識を補う自己研修を組み合わせることとする。

第4 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

農業への理解を持っていただくよう、小学校で行われている総合学習や京都府が行っている出前講座等教育機関や関係機関が行う農業に関する教育に関しては積極的に協力する。

2 他の普及組織・団体等との連携

農山漁村地域の活性化について各分野にまたがる課題については、林業及び水産業に関する普及指導員、普及組織及び商工会議所等他の産業とも連携して対応する。